２　指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない。

第六十七条第一項、第六十八条及び第七十四条第一項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。

第七十四条の二第一項中「発生した場合」を「発生し、又は発生するおそれがある場合」に、「発生した市町村」を「発生し又は発生するおそれがある市町村」に改める。

第七十四条の三第一項中「発生した場合」を「発生し、又は発生するおそれがある場合」に、「発生した都道府県」を「発生し又は発生するおそれがある都道府県」に改め、同条第三項中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。

第七十四条の四中「発生した」を「発生し、又は発生するおそれがある」に改める。

第九十五条中「ほか」の下に「、第二十三条の七第二項の規定による特定災害対策本部長の指示」を加える。

第百十三条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「長（」の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき。」に改める。

第百十五条中「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号中「第七十八条第二項（」及び「第七十八条第三項（」の下に「第二十三条の六第一項、」を加え、「者」を「とき。」に改め、同条第二号中「者」を「とき。」に改める。

（災害救助法の一部改正）

第二条　災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「に際して」を「が発生し、又は発生するおそれがある場合において」に、「被災者」を「災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者」に改める。

第二条中「）は」の下に「、この法律に別段の定めがある場合を除き」を加え、「町村（以下」を「町村（第三項及び第十一条において」に、「指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）」に、「次条第一項」を「以下この条並びに次条第一項及び第二項」に改め、同条に次の二項を加える。

２　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

第二条の二第一項中「前条」を「、前条第一項」に、「受け」を「受け又は同条第二項に規定する災害により被害を受けるおそれがあり」に、「同条」を「同条第一項及び第二項」に改め、同条第五項中「前各項」を「第一項及び前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　救助実施市の長は、前項の規定による救助を行うときは、その旨（指定都市の長にあっては、その旨及び当該救助を行う区域）を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

第二条の三中「発生した第二条」を「、第二条第一項」に、「に際し」を「が発生し又は同条第二項に規定する災害が発生するおそれがある場合においては」に改める。

第四条第一項中「救助」を「第二条第一項の規定による救助」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

第五条第一項中「（昭和三十六年法律第二百二十三号）」を削る。

第十一条中「災害発生市町村（」を「災害発生市町村若しくは本部所管区域市町村（いずれも」に、「同じ」を「災害発生市町村等」という」に、「発生し」を「発生し、又は発生するおそれがある場合において」に、「場合には」を「ときは」に改める。

第十三条中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第十七条第一号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同条第三号中「第二条の二第一項」の下に「及び第二項」を加え、同条第四号中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

第三十条中「災害発生市町村」を「災害発生市町村等」に改める。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二　第四条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九から第十四号まで、第十四号の三から第十四号の四の二まで及び第十五号に掲げる事務（同条第一項第十八号及び第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち同項第十四号の二に規定する原子力災害に対する対策に関するものを除く。）については、前条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十条中「前条第一項」を「第九条第一項」に改める。

附則第二条の二第一項中「いう。」の下に「第三項及び」を加え、同条に次の一項を加える。

３　第九条の二の規定にかかわらず、復興庁が廃止されるまでの間は、同条の特命担当大臣は、第四条第一項第十九号並びに第三項第七号の九及び第十五号に掲げる事務のうち東日本大震災からの復興に関するものを掌理しない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第三条の規定　公布の日

二　附則第十七条（第五号に係る部分に限る。）の規定　預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和三年法律第　号）の公布の日又はこの法律の施行の日（附則第八条において「施行日」という。）のいずれか遅い日

（災害対策基本法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の災害対策基本法（次項並びに附則第八条及び第十五条において「旧災害対策基本法」という。）第二十四条第一項の規定により設置されている非常災害対策本部に関する組織、指定行政機関の長の権限の委任及び非常災害対策本部長の権限については、なお従前の例による。

２　この法律の施行の際現に旧災害対策基本法第六十条第一項、第三項若しくは第六項又は第六十一条第一項の規定によりされている避難のための立退きの勧告若しくは指示又は屋内での待避等の安全確保措置の指示については、なお従前の例による。